

平 戸 市 監 査 公 表 第 151-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和 2 年 5 月 29 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項に基づく財政援助団体等監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

公益社団法人平戸市シルバー人材センター

第 3 監査の期間

令和 2 年 1 月 17 日（金）

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

財政援助団体等監査「意見」に係る措置状況一覧

【措置を講じた団体：公益社団法人平戸市シルバー人材センター】

区分	内 容	措 置
意見	<p>備品の管理について</p> <p>平成 28 年度に締結した、平戸市シルバーワークプラザの管理に関する基本協定書の貸与備品一覧表に、既に使用不能となったエアコン等が記載されている一方で、新たに設置されたエアコン等の備品が記載されていなかったため、貸与備品については市所管課と協議のうえ精査されたい。</p>	<p>市所管課と協議のうえ、令和 2 年度に締結した平戸市シルバーワークプラザの管理に関する基本協定書の管理物品の備品一覧表において是正しました。</p>